

## 処 分 基 準

平成19年7月20日作成

法 令 名：火薬類取締法
根 拠 条 項：第17条第3項
処 分 の 概 要：猟銃用火薬類等の譲渡し又は譲受けの許可の取消し
原権者（委任先）：三重県公安委員会
法 令 の 定 め： 火薬類取締法第17条第1項（譲渡又は譲受の許可）、同第50条の2第1項（猟銃用火薬類等の特則）
処 分 基 準： 譲渡又は譲受の許可後に生じ、又は許可後に生じた事由により当該火薬類の譲渡又は譲受に伴い事件事故等が発生する危険が認められる場合は、引渡し前に限り、許可を取り消すものとする。
問 い 合 わ せ 先： 三重県警察本部生活安全部生活安全企画課 059-222-0110
備 考：